４　第二項の一定の期間は、十二月以上としなければならない。

５　第二項の一定の期間は、定期事業者検査を開始する日の三月前までに設定しなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。ただし、同項の一定の期間を短縮する場合については、この限りでない。

６　定期事業者検査を行うに当たつては、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。

（定期事業者検査の記録）

第三条の十　定期事業者検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　検査年月日
二　検査の対象
三　検査の方法
四　検査の結果
五　検査を行つた者の氏名
六　検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容
七　検査の実施に係る組織
八　検査の実施に係る工程管理
九　検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項
十　検査記録の管理に関する事項
十一　検査に係る教育訓練に関する事項

２　定期事業者検査の結果の記録は、その試験研究用等原子炉施設が廃棄された後五年が経過するまでの間保存するものとする。

（廃止措置中において定期事業者検査を要する場合）

第三条の十一　法第二十九条第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、廃止措置対象施設に第十六条の五の二第十一号の性能維持施設が存在する場合とする。

（溶接検査を要しない場合）

第三条の十　法第二十八条の二第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、漏止め溶接のみをした第三条の七第一項第六号から第八号までに規定する容器又は管（耐圧部分についてその溶接のみを新たにするものを含む。）を使用する場合とする。

（溶接の方法の認可）

第三条の十一　法第二十八条の二第二項の認可を受けようとする者は、溶接施行工場ごとに（船舶に設置する試験研究用等原子炉施設に係る溶接の方法にあつては、溶接施行工場ごとに、かつ、船舶ごとに）、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二　溶接施行工場の名称及び所在地
三　試験研究用等原子炉施設を船舶に設置する場合にあつては、その船舶の名称
四　溶接設備の種類及び容量
五　溶接施行方法の種類
六　溶接を行う者の氏名及びその者が行う溶接施行方法の範囲

２　前項の申請書には、次の各号に掲げる事項について説明した書類を添付しなければならない。

一　溶接設備
二　溶接施行方法
三　溶接を行う者の知識及び技能

３　原子力規制委員会は、第一項の認可の申請に係る溶接の方法が次の各号に適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一　溶接設備の種類及び容量が申請に係る溶接施行方法による溶接を行うのに適切であること。